

事務所通信 かわらばん めのかわ

第93号
2013年9月20日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川務務会計事務所
株式会社計算センター
編集責任者 高橋毅志

平成 25 年度税制改正 法人課税 知っておきたいところ

第2課 小貫 幸男

景気回復の為、税制においても様々な分野で減税措置等がなされていますのでご紹介いたします。

【 中小法人の交際費が800万円まで全額損金算入 】

改正前においては、中小法人等が支出する交際費等について損金として認められている金額の限度額は、定額控除限度額の600万円のうち損金不算入割合10%を差し引いた540万円でした。

平成25年度の税制改正では定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに定額控除限度額までの損金不算入措置も廃止されました。

つまり、交際費等の支出額が800万円までの金額は、全額損金算入が可能となりました。

(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます)

【 雇用促進税制 】

雇用者を1人増やすごとに40万円の税額控除を受けられます。

(中小企業にあっては法人税額の20%が限度になります)

適用要件

- 1、適用年度中に雇用者数を、2人以上かつ10%以上増加させること。
- 2、事業主都合による離職者がいないこと。
- 3、適用年度における給与等の支給額が、前事業年度より、下記の算定額以上に増加していること。

(算式) 給与増加額 前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30%

- 4、雇用促進計画書を事前にハローワークに提出すること。

(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用されます)

【 所得拡大促進税制 】

給与と支給増加額の10%が税額控除を受けられます。

(中小企業にあっては法人税額の20%が限度になります)

適用要件

- 1、基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加すること。
- 2、給与等支給額が前事業年度を下回らないこと。
- 3、平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと。

注) 基準年度とは平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

(平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用されます。)

雇用促進税制とは選択適用です。

【 設備投資促進税制 生産設備等投資促進税制の創設 】

機械装置について30%の特別償却又は3%の税額控除ができます。

(中小企業にあっては法人税額の20%が限度になります)

適用要件

年間投資額(機械装置の購入)が減価償却費を超え、かつ前年度と比較して10%超増加した場合。

(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用されます。)

既存の制度として「中小企業者が機械を取得した場合の特別償却又は税額控除」があり、有利な方を選択できます。

「中小企業者が機械を取得した場合の特別償却又は税額控除」とは

30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度で、中小企業にあっては法人税額の20%が限度になります。

対象となる資産は次の通りです。

- 1、新品の機械装置で1台160万円以上のもの
- 2、電子計算機、デジタル複合機等で1台120万円以上のもの
- 3、ソフトウェアで取得費が70万円以上のもの
- 4、貨物車両で3.5t以上のもの

【 グリーン投資減税(環境関連投資促進税制) 】

30%の特別償却、100%の即時償却又は7%の税額控除ができます。

(中小企業にあっては法人税額の20%が限度になります)

対象となる資産は太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス利用設備、コージェネレーション設備等があります。

ここでは、太陽光発電設備の適用要件について紹介いたします。

適用要件

- 1、固定価格買取制度の認定を受けること。
- 2、10kw以上の出力であること
- 3、新規設備を平成25年4月1日から平成28年3月31日に取得し、取得後1年以内に事業の用に供すること。
- 4、100%即時償却の場合は、平成27年3月31日までに取得すること。
- 5、税制適用の時期は事業に供した日(売電開始日)を含む事業年度です。

申告時に書類の添付が必要です。

固定価格買取制度の設備認定申請書の写し、経済産業大臣が認定をした旨を証する書類

詳細等については、担当者にお尋ねください。



編集後記

今回は、平成25年度税制改正のうち、法人課税について説明させていただきました。
ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

(高橋 毅志)